

平成30年10月19日
福井市都市戦略部都市整備室

福井駅周辺地域の都市再生緊急整備地域の政令指定について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令について、本日、閣議決定されましたので、お知らせします。

記

1. 指定地域 福井駅周辺地域
66ヘクタール 別紙1参照
2. 政令公布日 平成30年10月24日（予定）
3. 地域整備方針 別紙2参照

【問合せ先】

福井市都市戦略部都市整備室 松井・嶋田・織田
TEL：0776-20-5454

都市再生緊急整備地域について

1. 根拠法令

都市再生特別措置法

2. 都市再生緊急整備地域

- ・「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域（参考 法第2条第3項）

3. 都市再生緊急整備地域を指定する政令等の制定の立案

- ・地方公共団体は、その区域内に都市再生基本方針の基準に適合する地域があると認められる場合は、地域を指定する政令の立案について申し出をすることができる。（参考 法第5条第1項）

4. 地域整備方針

- ・地域整備方針は、社会経済情勢の動向や既存の都市機能の集積状態、土地利用の転換の動向等の観点を踏まえて、都市再生本部が都市再生緊急整備地域ごとに都市再生基本方針に即して定めるものである。これにより、関係府省や地方公共団体、事業実施の意欲を有する民間事業者に対し、当該地域についてどのような都市の再生を実現していくのかという目標や、目標達成のためにどのような都市機能の集積を求めているのかを示し、整合性のある取組みを集中的に推進する。（参考 法第15条）

5. 民間都市再生事業計画の認定及び基準等

- ・都市再生緊急整備地域内で行う都市開発事業であって、当該地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、事業区域の面積が政令で定める規模以上のものを施行しようとする民間事業者は、国土交通省大臣の認定を申請することができる。（参考 法第20条）

また、本方針に適合することが、民間都市再生事業計画の認定要件とされている。（参考 法第21条）

6. 主な特例措置

- ・民間都市開発事業（国土交通大臣認定）に対する金融支援（民間都市開発機構からの融資、出資）、税制の特例（所得税、法人税等の特例措置）
- ・都市計画等の特例（容積率、斜線制限、日影規制、道路上空利用等の緩和）